

とやま呉西消費生活ニュース 2021年1月号

身に覚えのないキャッシュレス決済サービスを通じた銀行口座からの不正な出金にご注意ください！



消費者庁行状集より

相談内容

通帳を確認したところ、身に覚えのないキャッシュレス決済サービス（クレジットカード決済や電子マネー決済等の現金を使わない支払い方法）の出金が見つかった。キャッシュレス決済は使用していないが、どうすればよいのか。

アドバイス・注意喚起

こうした不正出金は、キャッシュレス決済サービスを利用していない方も被害に遭っています。銀行口座に身に覚えのない取引があった場合には、取引銀行または通帳に印字されたキャッシュレス決済サービスを提供する事業者にお問い合わせください。

また、不正出金にすぐに気づくには、定期的に通帳の記帳をする習慣が有効です。

訪問購入はクーリング・オフできますか？



消費者庁行状集より

相談内容

高齢の父が、「古着は無いですか」と訪ねてきた業者に、古着だけのつもりが、貴金属まで売ってしまった。貴金属は売るつもりがなかった、返してもらえるか。

アドバイス・注意喚起

訪問購入は8日以内であれば、クーリング・オフをすることができます。書面で通知し返還を要求しましょう。ただし、自分から業者を呼んだ場合や、家具や本などの訪問購入はクーリング・オフの対象となりません。また、定期的に訪問している業者との取引などクーリング・オフの対象とならない場合もありますので注意してください。

事前に訪問の承諾の無い勧誘は法律で禁止されています。訪問したいという電話がかかってきても、嫌ならはっきり断りましょう。

おかしいな、困ったなと思ったらひとりで悩まず身近な人に相談しましょう。お住まいの消費生活センター等や警察でもご相談いただけます。

「消費者ホットライン」を知っていますか？

☎ 1 8 8

「市窓口の電話番号が覚えられない」
「休日はどこに相談すればいいの」
そんなときは、「**188(いやや!)**」にお電話を！お住まいから一番近い相談窓口につながります。
※郵便番号の入力が必要です。

★各市消費生活相談窓口★

高岡市消費生活センター 0766-20-1522
射水市消費生活センター 0766-52-7974
氷見市消費生活相談窓口(市民課) 0766-74-8010
砺波市消費生活センター 0763-33-1153
小矢部市消費生活相談室 0766-67-1760
南砺市消費生活センター 0763-23-2035

「とやま呉西消費生活ニュース」は、呉西6市の消費生活相談窓口が連携し、2019年10月より、圏内にお住まいのみなさんに、注目の消費生活相談情報をお届けしてきましたが、今回が最終号となります。最後までご覧いただきありがとうございました。



発行：令和3年1月1日

事務局：砺波市消費生活センター

